

グローバル・キャッシュマネジメント円滑化に向けた要望書

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

(企業財務協議会)

平成 16 年 10 月

(1) 租税条約に関する届出の簡素化

米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ 30 年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成 16 年 3 月 30 日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7 月 1 日以後の課税分に適用されている。

今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD 条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。

しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要がある、その提出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりもより煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに 2~3 ヶ月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。

具体的には、「租税条約に関する届出書（様式 3）」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびデリバリーに通常 2~3 週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。

また、「特典条約に関する付表（様式 17）」については、これに居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式 3 と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常 2~3 ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地国の権限ある当局から受領後速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。

さらに、上記様式 17 に添付する居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。

(2) 租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除

米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。

今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税（源泉徴収税率）が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。

しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。

一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に関わる債券の利子については源泉徴収免除となっていることとの比較においても、著しく不利な条件となっている。

これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。（米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。）

今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。

以上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称：企業財務協議会)

事務局 加藤 敬史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階

(財)企業活力研究所内

TEL 03(3503)7671

FAX 03(3502)3740